

岩手県告示第724号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成28年9月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成28年8月10日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 杉下工務所
    - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市東見前9地割87番地
    - ウ 代表者の氏名 杉下文夫
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-24）第754号
  - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成28年8月8日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成28年8月10日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 株式会社総合設備産業
    - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市月が丘三丁目25番35号
    - ウ 代表者の氏名 大志田晃
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-24）第4123号
  - (3) 処分の内容 管工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成28年8月3日付けで管工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成28年8月24日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 菅原工務店
    - イ 主たる営業所の所在地 花巻市石鳥谷町八幡第4地割20番地1
    - ウ 代表者の氏名 菅原勇太郎
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-23）第6397号
  - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成28年8月23日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成28年8月17日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 一二三工務店株式会社
    - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市上太田蔵戸前27番地
    - ウ 代表者の氏名 吉田光孝
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-23）第7112号
  - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成28年8月10日付けで土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

- 5(1) 処分をした年月日 平成28年8月25日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 株式会社岩城ピーシー
  - イ 主たる営業所の所在地 西磐井郡平泉町平泉字上野台280番地4
  - ウ 代表者の氏名 菅原貢
  - エ 許可番号 岩手県知事許可(般-23)第8730号
- (3) 処分の内容 大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成28年8月24日付けで大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 6(1) 処分をした年月日 平成28年8月22日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 有限会社まるみハウジング
  - イ 主たる営業所の所在地 岩手郡雫石町源大堂107番地
  - ウ 代表者の氏名 木村仁
  - エ 許可番号 岩手県知事許可(般-25)第20351号
- (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成28年8月18日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 7(1) 処分をした年月日 平成28年8月18日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 伊藤塗装工業
  - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市向中野一丁目6番11号
  - ウ 代表者の氏名 伊藤秀明
  - エ 許可番号 岩手県知事許可(般-25)第20782号
- (3) 処分の内容 塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成28年8月18日付けで塗装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 8(1) 処分をした年月日 平成28年8月18日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 千田造園土木
  - イ 主たる営業所の所在地 一関市藤沢町徳田字唱石48番地
  - ウ 代表者の氏名 千田信也
  - エ 許可番号 岩手県知事許可(般-24)第80029号
- (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業及び造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成28年8月15日付けで土木工事業、とび・土工工事業及び造園工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。